

令和5年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第3号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	承認第1号	専決処分の承認 (令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第7号))
日程第 7	承認第2号	専決処分の承認 (令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第8号))
日程第 8	報告第1号	専決処分した工事請負契約の変更
日程第 9	議案第17号	豊頃町ふるさと応援基金条例の制定
日程第10	議案第8号	令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第9号)
日程第11	議案第9号	令和4年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
日程第12	議案第10号	令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第11号	令和4年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第12号	令和4年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第13号	令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
日程第16	議案第14号	令和4年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第17		令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第18	議案第15号	豊頃町個人情報保護法施行条例の制定
日程第19	議案第16号	豊頃町個人情報保護審査会条例の制定
日程第20	議案第18号	豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

日程第 2 1	議案第 1 9 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第 2 2	議案第 2 0 号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
日程第 2 3	議案第 2 1 号	豊頃町林業センター条例の廃止
日程第 2 4	議案第 2 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
日程第 2 5	同意案第 1 号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第 2 6		請願の委員会付託
日程第 2 7		休会の議決

◎出席議員（9名）

1 番 石 田 貢 君	2 番 小笠原 茂 人 君
3 番 坂 口 尚 示 君	4 番 岩 井 明 君
5 番 杉 野 好 行 君	6 番 大 崎 英 樹 君
7 番 大 谷 友 則 君	8 番 中 村 純 也 君
9 番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	鎚 木 政 洋 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	丹 羽 静 恵 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
消 防 署 長	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 山田良則君
庶務係主事 手塚健人君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和5年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、令和4年11月から令和5年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧いただきたいと思っております。
以上です。
- 藤田議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和5年第1回豊頃町議会定例会行政報告をさせていただきます。
最初に、令和4年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
一般会計の農林水産業費において、長節・茂岩地区にかかる「道営農地整備事業」及び公共下水道特別会計において、「社会資本整備総合交付金事業」として実施している下水道施設改築更新工事を、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施します。
次に、ふるさと応援寄附金についてであります。
平成20年度の税制改正において創設された「ふるさと納税」制度につきまして、本町では平成28年から制度の運用を開始し、全国の応援してくださる方々から頂い

た寄附金については、現在ふるさと振興基金に積み立て、その用途について効果的にかつ寄附者の共感を得られる事業に活用するため検討をしてきたところであります。

本町としましては、今後具体的に寄附して頂いた方々の目的に沿った形でその思いに応えるため、新たな基金を設置させていただき、寄附金を用途別に適正に管理するとともに、効果的にまちづくりへ活用するため、これまでの寄附金額及び積立利子相当額3億2,626万4,376円全額を新たな基金へ積み立てることとし、「豊頃町ふるさと応援基金」の設置条例案を提案させていただきました。

豊頃町ふるさと応援基金については、新年度予算において事業財源として活用させていただくこととし、計上させていただいており、今後、寄附金の活用実績を公表していくとともに、制度の透明性の確保に努めてまいります。

次に、公用車の事故についてであります。

令和4年12月23日（金）午前3時15分頃、道道尾田豊頃停車場線茂岩公園線交差点部（茂岩新和町518番地付近）において、職員が運転していた町所有の除雪トラック（7t散水タンク積載車）が単独事故を起こしました。

事故の詳細につきましては、道道に積雪した雪を除去し、車両を後進した際、後方確認が不十分であったため、街灯に衝突いたしました。

被害状況につきましては、北海道所有の街灯が倒壊し使用不能となり、除雪車両は後方片側のランプ部が押し潰され破損いたしました。

なお、運転者の職員に怪我はありませんでした。

これらの被害については、本町加入の保険対応となりますが、協議が整いしだい損害賠償に関する議案を提案させていただく予定であります。

公用車の運行については、「安全運転」が第一であり、改めて職員の自覚を促し、今後より一層、職員一人ひとりが安全運転を遵守するよう徹底してまいります。

続きまして、12月22日から23日にかけての大雪による被害状況についてであります。

12月22日の夜から23日にかけて、断続的に湿った雪が降り続き、十勝管内の広い範囲で大雪となり、高速道路や国道、道道の一部区間で通行止めになり、公共交通機関は運休が相次ぐなど交通の乱れが生じたほか、各地で停電が発生するなど、大きな影響が出ました。

本町においても、電線に重たい雪が着雪し強風に煽られたことにより断線が発生し、110戸が停電になったほか、電話線の切断により、固定電話や光ケーブルによるインターネットサービス、地デジ難視聴区域でのテレビ視聴が出来ない状態となりました。

町では、職員が光ケーブルの断線箇所の見回りを行ったほか、雪の影響等で光ケー

ブルを利用するテレビが視聴できない場合には、担当課に連絡いただくよう町の公式LINEで周知を図りました。

この大雪による被害に関しましては、町で整備している光ケーブルのうち、幹線道路に敷設している本線ケーブルの断線が農野牛で40区間、二宮で6区間の合計46区間、町内全域で本線から引き込むためのドロップケーブルの断線が39か所発生し、災害復旧費として被害額を専決で予算化させていただき、復旧については、冬期間使用していない町の施設を除き、年内のうちに終了してはいますが、NTT東日本が所有する電話線の復旧は1月9日までに復旧工事を終えたと承知しているところです。

今回の暴風雪は、十勝地方のほか道内各地に被害をもたらしたことから、工事の要請から復旧までに時間を要することとなりましたが、影響を受ける町民の皆様の安全・安心のため、今後も関係機関に早急な復旧体制の整備を要請してまいります。

続きまして、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

本町のマイナンバーカードの普及状況は、本年2月末現在で申請率79.9%、交付率69.4%となっており、出張申請サポートや臨時窓口の開設などの効果も加わり、その数は順調に伸びてきております。

特に、高齢者世帯に対して、まごころ通信員の訪問時による申請サポートの取り組みを開始したところ、手続きのために来庁することができない高齢者の方に、多くご利用いただきました。

今後、さらにマイナンバーカードの利活用機会の周知に努めるとともに、政府のデジタル田園都市国家構想基本方針の基本的な考え方である「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の早期実現のため、政府と連携してマイナンバーカードの普及促進、利活用拡大を図ってまいります。

続きまして、牛乳消費拡大の取り組みについてであります。

酪農・畜産業において輸入飼料の高騰が続いていることに加え、落ち着きを取り戻し始めたとはいえ、新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷から、厳しい生産体制が続いています。

このような状況の中、影響を受ける酪農業を少しでも支援するため、町牛乳消費拡大推進協議会において、学校給食として乳製品提供、ココロコテラスでの牛乳の安価販売、町内イベント等での普及啓発活動を展開しており、今後も取り巻く状況に注視しつつ、必要な対策を継続してまいります。

最後に、流木対策についてであります。

近年、十勝川河口域には流木の流出、漂着が毎年のように発生しておりますが、海

岸管理者等による一時集積を実施いただき、漁業被害軽減が図られています。

しかし、現地の海岸には依然として一時集積後未処理の流木が多数堆積されたままとなっており、今後の作業にも影響を与えかねない状況です。

流出流木の一時集積が優先される状況ではあるものの、その処分も含め安定した流木処理事業が実施できるよう、昨年に引き続き浦幌町、大津漁協とともに、北海道知事に対し予算確保に係る要請を行い、道庁関係部局に状況説明を実施して参りました。

今後においても、十勝水産振興会等水産関係団体活動との連携を図りながら、漁業生産の安定を図るため、流木処理に関する要請活動等を実施して参ります。

以上、行政報告といたします。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

- (1) 令和5年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。
- (3) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和5年3月3日。

3、調査の経過。

- (1) 令和5年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和5年2月28日招集告示のあった令和5年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、3月3日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

- (3) 議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、「豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定(案)」及び「豊頃町議会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止(案)」について協議を行った。

4、調査の結果。

- (1) 令和5年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月15日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取り扱いについては、令和4年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和4年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、同意案第1号(固定資産評価審査委員会委員の選任)については、本町議会の運営基準に基づき、討論を省略して簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月7日に開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において、新年度予算審議が行なわれることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

キ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用、議場内の定期的な換気を行うこととした。なお、議場内の各席に設置していた飛沫防止用アクリル板は撤去し使用しないこととした。

（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、本会議に提出される「豊頃町個人情報保護法施行条例の制定」及び「豊頃町個人情報保護審査会条例の制定」の議案審議後、議員発議により「豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の制定」に関する議案を定例会3日目の3月14日に提出することとした。

（3）議長の諮問に関する事項。

ア、「豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定（案）」及び「豊頃町議会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止（案）」については、議長から諮問のあった内容を協議し、3月3日付け答申した。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第2号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）豊頃中学校改築工事及び豊頃小学校改修工事など学校施設整備の進捗状況について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和5年2月7日。

4、調査の経過と結果。

完成間近の豊頃中学校改築工事現場の視察を含め、令和5年度に事業着手する豊頃小学校改修工事など関連する学校施設整備の進捗状況について調査を実施した。

(1) 豊頃中学校改築工事に関連する事業の全体計画について。

平成30年9月に豊頃町立学校校舎等建築検討委員会から町長及び教育委員会に提出された「豊頃町立学校校舎等の建築のあり方について」の報告書の意見を踏まえ、令和元年8月に策定した「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」により本事業が実施されている。本計画では、学校施設等のあり方として、将来的には小中一貫教育を効果的・効率的に実施できる学校施設整備を目指すとともに、周辺環境整備等については「豊頃中学校は、豊頃小学校に併設する形で移転改築する」「豊頃小学校と併設した豊頃中学校の運用開始は令和5年4月を目指す」「移転改築後の豊頃中学校の敷地は、町営野球場や総合体育館などの社会体育施設を集約した運動公園ゾーンに位置づけるなど、今後、協議検討する」「幼・小・中の円滑な移行を考慮し、現豊頃小学校敷地周辺を文教ゾーンとすることを前提に、将来的な保育所のあり方や教員住宅の移転を検討する」としていた。

現段階における事業の進捗状況としては、豊頃中学校改築工事が令和5年2月に完成し、令和5年度に豊頃小学校の改修工事を、令和6年度には現在の豊頃中学校校舎の解体工事を実施する予定である。なお、事業費については、豊頃中学校改築工事関連が19億2,284万5,000円、豊頃小学校改修工事関連が8億9,376万2,000円、現豊頃中学校解体工事関連で1億8,510万4,000円、その他基本設計及び各種調査等に2,974万7,000円の事業費合計30億3,145万8,000円となる見込みである。

これら事業の財源としては国からの交付金8億8,666万円、国から7割の財政支援が受けられる過疎債などの借入が19億260万円、その他基金からの繰入金などの一般財源が2億4,219万8,000円となっている。

なお、現在の事業全体計画においては、運動公園ゾーンや文教ゾーンに関する事業は含まれておらず、それらについては、今後の検討事項となっている。

(2) 豊頃小学校改修工事の具体的な内容について。

①工事期間。

令和5年5月～令和6年2月。

②工事費。

8億2,950万円。

③工事内容。

ア、建築主体工事。

- 校舎内全体の内装改修。
- 特別教室等の間仕切の変更。
- 外壁の外断熱化及びガルバリウム鋼板やタイル貼による耐久性の向上。
- 建具を断熱サッシに更新し、断熱強化を図る。
- 小中校舎間スペースの人工芝張等の外構工事。

イ、電気設備工事。

- ICT教育に対応した高速大容量の通信ネットワーク構築。
- 小・中学校校舎で共有する放送設備、入退・防犯管理設備、火災報知設備、冷暖房設備などの連携システムの構築。

- 照明器具のLED化。

ウ、機械設備工事。

- 暖房・換気設備の更新及び冷房設備の設置。
- 給排水設備及びトイレの改修。
- ピット湧水対策のための暗渠更新及び排水ポンプの設置。
- 1階床結露対策のための断熱補強、下方吹出ファン設置及び床材の張替え。

(3) 工事に関連した児童生徒の移動について。

令和5年5月から豊頃小学校校舎の改修工事を予定していることから、令和5年度は豊頃小学校児童が仮校舎での授業を余儀なくされ、豊頃小学校の児童は一時的に改築された新豊頃中学校校舎に移動して授業をすることになる。このため、豊頃中学校の生徒は、新豊頃中学校校舎で授業をすることができるのは令和6年度以降となる。

現時点での移動計画は、豊頃中学校新校舎完成が本年2月であるため、豊頃小学校の荷物を引越業者に委託するなどして、3月下旬から入学式までに豊頃中学校の新校舎に小学校の機能を移転し授業を行えるよう準備を整え、豊頃小学校の児童は4月の入学式から豊頃中学校の新校舎で授業することになる。

また、令和6年4月の入学式以降は、改修後の豊頃小学校校舎及び新豊頃中学校校舎において、それぞれに児童生徒が授業を行えるよう、豊頃小学校校舎の改修工事の完成が来年の2月下旬を予定していることから、改修工事後に豊頃小学校へ新たな備品等を搬入し、豊頃小学校の令和5年度卒業式が終了した後から令和6年4月の入学式までの間に、仮校舎にある豊頃小学校の荷物を改修後の豊頃小学校の校舎に引越業者を利用し、移動するなどして小学校の機能を移転し、その後、豊頃小学校児童が仮

校舎として使用していた教室を中学校仕様に改修し、新豊頃中学校に新たな備品の搬入を行うなどして、中学校の機能を移転する計画となっている。

なお、工事の進捗状況や引越業者との調整、児童生徒の学校生活への影響等によっては、児童生徒の移動計画を変更する場合もあるとしている。

(4) 旧豊頃中学校の跡地利用について。

令和2年7月に作成した「豊頃中学校改築等工事基本設計」では、現豊頃中学校の跡地利用構想が示されており、茂岩高台の町営野球場の移設や将来的な総合体育館の改築用地とし、社会体育施設を集約した「運動公園ゾーン」に位置付けていた。しかし、令和3年度に改定した「豊頃町公共施設等総合管理計画」においては、新たに野球場や総合体育館を整備するとした場合、多額の費用を要することから、計画的な修繕を施し長寿命化を図り、既存施設をできる限り有効活用することとしているので、豊頃中学校跡地については町全体の土地利用計画の中で改めて協議検討することが必要としている。

また、現在の豊頃中学校については、校舎部分については危険校舎として令和6年度に解体を予定しているが、屋内運動場（体育館）については、比較的良好な状態であることから現状のまま活用することとしている。

5、まとめ。

本調査では、完成間近となった豊頃中学校改築工事現場の視察を含め、令和5年度に事業着手する豊頃小学校改修工事の事業内容など、「豊頃中学校改築等工事基本設計」に盛り込まれていた全体計画の進捗状況について調査を実施した。

概ね完成した新たな豊頃中学校校舎については、現地において工事関係者及び教育委員会職員から説明を受けたが、「豊頃中学校改築等工事基本設計」に盛り込まれた事項が十分に反映されており、また、基本設計後に発生した新型コロナウイルス感染症の予防対策にも対応した校舎になっていた。

豊頃小学校の改修工事については、社会情勢の急激な変動により工事に係る資材等が高騰し、経費が大幅に増額され、工事費が基本計画からはかなり増額されていたが、当初計画における校舎改修の内容を概ね反映した工事内容となっていた。

今後においては、現豊頃中学校校舎を解体した後の敷地全体の跡地利用及び解体しないこととした体育館の具体的な利用方法を早急に検討し示す必要があるのではないかとの意見が出された。また、工事に係る児童生徒の移動については、児童生徒の学校生活への影響がないよう最大限の配慮をするとともに、教職員の負担が過重とならないよう十分に協議し進めることが必要との意見も出された。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第3号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会報告第3号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) ふるさと応援寄附金の状況について。

2、調査の方法。

説明聴取。

3、調査期日。

令和5年2月3日。

4、調査の経過と結果。

ふるさと応援寄附金に係る事務処理及び返礼品の状況などについて調査を実施した。

(1) ふるさと応援寄附金の実績等について。

ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）は、全国の応援したい地域（都道府県または市区町村）に寄附をすることで、その地域に貢献することができ、さらに寄附の返礼品として地域の特産物などが貰えて、税の控除も受けられる魅力的な制度で、近年この制度を利用し全国の各地方自治体が競ってふるさと納税のPRをし、多額の寄附金を集めている市町村も増えてきているところである。

本町においては、令和2年度の寄附金総額7,805万3,000円（1万521件）をピークに、寄附金額が減少しており、令和4年度の寄附金額は令和4年12月末現在で3,272万6,000円（前年度比54.7パーセント減）、件数にして3,095件（前年度比68.7パーセント減）となっている。

この要因としては、前年度まで最も多くの寄附金を集めていたジビエ関連の返礼品

が、返礼品を扱う事業者の事情により、その返礼品の多くを準備できなかったこと、また、お菓子を取り扱う事業者が休業したことが主な要因となっている。

また、ふるさと応援寄附金に係る経費については、令和元年6月に総務省が返礼品の金額の割合を上限3割とし、送料を含めた1年間の費用総額が寄附金総額の5割以下とするよう定めているところである。

本町については、令和3年度の実績で返礼品の総額が2,487万7,000円と寄附金総額(7,217万7,000円)の34.5パーセント、経費総額が5,343万2,000円で、寄附金総額の74パーセントと総務省が定めた割合を大幅に超えていることから、今年度については、返礼品の金額に対する寄附金の額を大幅に増額させるなど、総務省から出ている基準内に収めるように改善したところである。

(2) ふるさと応援寄附金の事務処理の内容について。

ふるさと応援寄附金の事務処理の流れとしては、寄附採納者がふるさと応援寄附金をするための窓口となる「ふるさとチョイス」等のインターネットのポータルサイトから寄附金の申し込みと、それに伴う返礼品の申し込みを同時に行い、その申し込まれた結果を町の担当課に通知し、その申し込みの受付を町がしているところである。

町は、受付した返礼品の発送等を返礼品の管理、登録を行っている返礼品業務委託事業者(一般社団法人ココロコ)に発注し、受注したココロコが返礼品発送事業者(農家等)に寄附採納者に返礼品を届けるよう指示をして、農家等から返礼品を寄附採納者に届けているところである。なお、ふるさと応援寄附金の制度を導入した平成28年度から返礼品の管理、登録を行っていた返礼品業務委託事業者を、本年度から「レッドホースコーポレーション株式会社」から「一般社団法人ココロコ」に変更し事務の効率化等を図っている。

また、町は寄附採納者の税控除に必要な書類を作成し寄附採納者等に直接発送している。

(3) ふるさと応援寄附金の返礼品について。

ふるさと応援寄附金に係る返礼品については、令和4年度(令和4年12月31日現在)の取扱事業所数が22件で商品数が173個となっている。なお、本町では今まで取り扱いのなかった「十勝和牛」など今年度新たに新規登録を行った返礼品は6事業所(うち新規登録事業所2件)からの31個となっている。

返礼品の中で申し込みが一番多かった返礼品は「十勝豊頃産ながいも10キログラム」で277個の申し込みがあった。また、寄附金額が一番多かった返礼品は「よつ葉の贈り物チーズとバターの食べ比べセット」で、寄附金の総額が283万5,000円で208個の申し込みがあった。

本町の返礼品の割合が一番多いのはジャガイモ、長芋、豆類などの「農産物」で全

体の43.9パーセントを占めているが、農畜産物及び魚介類の加工品は全体の25.4パーセントにとどまっている。

(4) ふるさと応援寄附金の利用状況について。

ふるさと応援寄附金は、寄附採納者が用途を指定して寄附することができる制度であるが、本町では各種事業に自由に使えるように「ふるさと振興基金」に全額を積み立てており、平成28年度から令和3年度までに寄附のあった3億2,603万1,000円については、これまで事業等に使用したことはなかった。

今後の利用については、令和5年度において豊頃小学校改修事業及び豊頃中学校改築事業に係る備品の購入にふるさと応援寄附金として積み立てていたふるさと振興基金からそれぞれ3,000万円ずつを繰り入れ活用することとしている。なお、その他ふるさと応援寄附金の具体的な利用についての考えは特段なく検討中とのことである。

5、まとめ。

本調査では、全国の各自治体において地域産業の活性化に資する事業展開をしている「ふるさと応援寄附金」の本町での取組状況について調査を実施した。

本町については、平成28年度からふるさと応援寄附金を実施しており、寄附金額は令和3年度までは順調に伸びてきていたが、本年度については、寄附金の額と件数が大幅に減っていた。また、今までに集められたふるさと応援寄附金の3億2,603万1,000円については、その使用目的が計画的に決められていない状況であった。

本町の産業は第一次産業が主体であり、今後も返礼品の主力は農畜産物及び魚介類となっていくことと思われるが、今後は、PRも含め、それらがより魅力的な返礼品となるよう工夫を凝らしていくとともに、町内の事業者に限らず、町外の事業者とも連携し、新たな返礼品を開拓していくことも必要ではないかとの意見が出された。

ふるさと応援寄附金は、町への寄附金を募ることで本町の地場産品を活用した様々な返礼品を寄附採納者に贈ることができることから、今後、ふるさと応援寄附金が今よりも更に増えて本町の地域経済の活性化に繋がることが期待できる。

また、集められたふるさと応援寄附金を本町の発展のために活用する具体的な方法を計画的に定め、本町を応援していただいた寄附採納者の思いを具現化する必要があるのではないかとの意見も出された。

以上です。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済みとします。

◎ 承認第1号

●藤田議長 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書21ページを御覧ください。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、12月22日から23日にかけての大雪による被害の復旧に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）を令和4年12月23日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第7号）、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,996万6,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。10ページをお開き願います。

10款災害復旧費、3項情報通信基盤施設災害復旧費に、IRU設備（光ケーブル）修繕515万5,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に、普通交付税515万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第2号

●藤田議長 日程第7 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書23ページを御覧ください。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、除雪に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度豊頃町一般会計補正予算(第8号)を令和5年1月24日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書(第8号)、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,976万6,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋梁費に、除排雪委託料2,200万円を追加するなど、計2,980万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に、普通交付税2,980万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 報告第1号

●藤田議長 日程第8 報告第1号専決処分した工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書27ページを御覧ください。

報告第1号専決処分した工事請負契約の変更について御説明いたします。

豊頃中学校改築工事（建築主体工事）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年1月12日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

専決処分の内容については、28ページを御覧ください。

1、契約名。

豊頃中学校改築工事（建築主体工事）。

2、契約変更日。

令和5年1月12日。

3、契約変更事項。

(1) 変更前の契約金額、12億5,840万円（内消費税等相当額1億1,440万円）。

(2) 変更後の契約金額、12億6,337万2,000円（内消費税等相当額1億1,485万2,000円）。

(3) 変更する額、497万2,000円（内消費税等相当額45万2,000円）。

4、契約変更理由。

工事請負契約書第25条第5項の規定に基づく工事材料の著しい変動による契約金額の変更。

5、契約の相手方。

岩田地崎・萩原・大進特定建設工事共同企業体。

代表者、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長、岩田圭剛。

以上、報告いたします。

●藤田議長 報告第1号専決処分した工事請負契約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告済みとします。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第9 議案第17号豊頃町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書9ページを御覧ください。

議案第17号豊頃町ふるさと応援基金条例の制定について説明いたします。

本案は、ふるさと納税制度を活用して、本町を応援するために寄せられた寄附金を適正に管理し、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、本基金条例を制定するものであります。

条例の制定の主な内容について説明いたします。

第1条は、基金の設置目的について規定。

第2条は、基金積立に関する予算措置について規定。

第3条は、基金の管理、保管について規定。

第4条は、基金運用収益金の処理に関する予算措置について規定。

第5条は、基金に属する現金の歳計現金繰替運用及び予算措置繰入運用に係る町長の裁量権及び基金繰戻に関する要件について規定。

第6条は、基金の処分に係る町長の裁量権について規定。

第7条は、その他基金に関する必要な事項の町長への委任について規定。

なお、附則として、本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、事務局長より諸般の報告をいたします。

山田事務局長。

- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

5番杉野好行議員から、本日の会議を体調不良により、これより欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

- 藤田議長 議事を再開します。

◎ 議案第8号

- 藤田議長 日程第10 議案第8号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案第8号令和4年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,860万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億

837万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

28ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費から77万3,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に、公用車購入310万円を追加。30ページ、3目財産管理費に、32ページ、減災基金積立金1億2,000万3,000円、ふるさと振興基金積立金1,561万5,000円、ふるさと応援基金積立金3億6,326万5,000円を追加。34ページ、7目企画費から、定住促進賃貸住宅建設事業補助金500万円を減額するなど、38ページ、計4億8,344万1,000円を追加。

2項徴税費から34万8,000円を減額。

3項戸籍住民基本台帳費から、40ページ、26万円を減額。

4項選挙費から70万1,000円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から、42ページ、国民健康保険特別会計繰出金241万5,000円を減額。3目老人福祉費から老人施設入所措置費480万円、44ページ、介護保険特別会計繰出金455万6,000円を減額。46ページ、5目福祉医療費から重度心身障害者医療費給付金200万円を減額。7目後期高齢者医療費から後期高齢者医療特別会計繰出金205万2,000円を減額するなど、計2,320万9,000円を減額。

48ページ、2項児童福祉費において、50ページ、4目児童措置費から次世代育成支援金169万円、児童手当費229万5,000円を減額するなど、計1,004万1,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、52ページ、3目保健指導費から予防接種委託料160万円を減額、出産・子育て応援交付金130万円を追加。54ページ、4目乳幼児等医療費から乳幼児等医療費給付費190万円を減額するなど、計914万9,000円を減額。

56ページ、2項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金878万8,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費から緊急農地基盤整備事業補助金617万3,000円、経営継承・発展等支援事業補助金300万円、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金420万円を減額。4目道営事業費に、58ページ、（繰越明許費）道営農地整備事業負担金1,700万円を追加するなど、計15万4,000円を追加。

2項畜産業費に牛乳消費拡大推進協議会補助金40万円を追加するなど、計89万円を減額。

3項林業費において、60ページ、2目林道整備費から林業専用道茂岩高台線開設工事184万円を減額。3目治山事業費から森崎地先小規模治山工事178万円を減額するなど、計887万1,000円を減額。

4項水産業費から、62ページ、秋サケ資源増大緊急支援事業345万5,000円を減額するなど、計445万5,000円を減額。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費からふるさと応援寄附金事業2,495万円を減額。64ページ、2目観光費から、とよころ産業まつり補助金152万円を減額するなど、計2,785万9,000円を減額。

7款土木費、1項土木管理費から114万4,000円を減額。

66ページ、2項道路橋梁費において、3目道路新設改良費から用地確定測量及び調査設計委託料1,328万7,000円、北栄17連絡線改良舗装工事2,123万5,000円、幌岡第3幹線改良舗装工事7,147万8,000円、橋梁補修工事981万2,000円、除雪ドーザ購入858万円を減額するなど、計1億3,050万1,000円を減額。

68ページ、3項住宅費から120万6,000円を減額。

4項河川費から51万2,000円を減額。

70ページ、5項施設費に街路灯電気料を142万円追加するなど、計42万1,000円を追加。

6項公共下水道費から公共下水道特別会計繰出金414万4,000円を減額。

72ページ、8款消防費、1項消防費から126万3,000円を減額。

2項災害対策費から、潮位観測システム更新整備工事258万3,000円を減額するなど、74ページ、計557万4,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費から148万2,000円を減額。

76ページ、2項小学校費において、1目学校管理費に豊頃小学校引越業務委託料297万円を追加するなど、78ページ、計213万3,000円を追加。

3項中学校費において、3目学校建設費から豊頃中学校改築外構工事680万円を減額するなど、80ページ、計739万2,000円を減額。

4項社会教育費から、82ページ、179万4,000円を減額。

5項保健体育費において、84ページ、3目学校給食費に修繕料120万円を追加、給食材料費101万円を減額するなど、計242万5,000円を減額。

86ページ、10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費から二宮排水機場災害復旧工事19万8,000円を減額。

2 項林業用施設災害復旧費から二宮地区林地災害復旧工事 1 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

1 1 款公債費、1 項公債費において、1 目元金から長期債償還元金 4 2 4 万 8, 0 0 0 円を減額するなど、計 4 3 6 万 6, 0 0 0 円を減額。

次に、歳入につきましては、1 2 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税に 8 0 3 万円を追加。

2 項固定資産税に 4 8 1 万 9, 0 0 0 円を追加。

3 項軽自動車税に 3 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

4 項町たばこ税に 7 0 0 万円を追加。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 3, 7 6 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 4 ページ、1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金に（繰越明許費）道営負担事業 7 5 0 万円を追加。

2 項負担金から 5 6 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料において、6 目土木使用料に住宅使用料 5 0 0 万円を追加するなど、計 4 6 0 万円を追加。

2 項手数料に、1 6 ページ、2 1 万 5, 0 0 0 円を追加。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金から 1 0 4 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 項国庫補助金において、4 目土木費国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業（道路）7, 5 7 1 万 8, 0 0 0 円、社会資本整備総合交付金事業（建設機械）7 6 3 万 7, 0 0 0 円を減額。1 8 ページ、6 目教育費国庫補助金に公立学校施設整備事業補助金 1 億 3, 6 4 3 万円を追加。7 目農林水産業費国庫補助金に（繰越明許費）農業経営高度化推進事業補助金 5 2 2 万 5, 0 0 0 円を追加するなど、計 6, 4 9 6 万 2, 0 0 0 円を追加。

3 項委託金に救急排水機場操作 1 8 0 万円を追加するなど、計 1 6 5 万 2, 0 0 0 円を追加。

1 5 款道支出金、1 項道負担金から 1 3 7 万 3, 0 0 0 円を減額。

2 0 ページ、2 項道補助金において、4 目農林水産業費補助金に農業委員会活動促進事業 5 8 0 万 1, 0 0 0 円を追加、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業 4 2 0 万円を減額、（繰越明許費）次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 2 1 3 万 7, 0 0 0 円を追加、林業専用道開設事業 2 1 6 万 4, 0 0 0 円を減額するなど、計 2 9 9 万円を減額。

2 2 ページ、3 項委託金に 3 3 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入に教員住宅貸付 1 0 0 万円を追加するなど、計 1 3 4 万 2, 0 0 0 円を追加。

2 項財産売払収入に町有林皆伐事業 3 9 0 万 5, 0 0 0 円を追加するなど、計 5 5 6 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 4 ページ、1 7 款寄附金、1 項寄附金からふるさと振興寄附金 6, 4 3 7 万円を減額、ふるさと応援寄附金 3, 7 0 0 万円を追加するなど、計 2, 6 5 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

1 8 款繰入金、1 項繰入金にふるさと振興基金繰入金 3 億 2 2 6 万 5, 0 0 0 円を追加するなど、計 3 億 2 9 4 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 0 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料に延滞金 3, 0 0 0 円を追加。

4 項受託事業収入に 1 2 万 9, 0 0 0 円を追加。

5 項雑入に、2 6 ページ、5 目雑入に長寿・健康増進事業補助金 1 4 1 万 2, 0 0 0 円を追加するなど、計 1 8 2 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 1 款町債、1 項町債において、5 目土木債から社会資本整備総合交付金事業（道路）3, 5 6 0 万円を減額。7 目教育債から豊頃中学校改築事業 1 億 3, 9 1 0 万円を減額するなど、計 1 億 8, 7 7 0 万円を減額。

次に、第 2 条、繰越明許費につきましては、5 ページ、第 2 表繰越明許費を御覧ください。

5 款農林水産業費の道営事業費 1, 7 0 0 万円を翌年度に繰り越し、執行するものであります。

次に、第 3 条、債務負担行為につきましては、6 ページ、第 3 表債務負担行為を御覧ください。

庁舎及びえる夢館管理業務委託料、総合行政情報システム、コミュニティバス運行業務、総合体育館管理業務委託料の 4 事業について、期間を令和 5 年度 1 年間とし、限度枠を 6, 2 2 0 万 8, 0 0 0 円と定めるものであります。

次に、第 4 条、地方債の補正につきましては、7 ページ、第 4 表地方債補正を御覧ください。

表記載のとおり、5 事業に係る既定の地方債限度額 1 5 億 2, 8 6 0 万円を 1 3 億 4, 0 9 0 万円に改め、地方債限度額の総額を 1 4 億 7, 0 2 1 万 7, 0 0 0 円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 2 ページをお開きください。

1 款町税。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 10款地方交付税。
(質 疑 な し)

●藤田議長 12款分担金及び負担金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 13款使用料及び手数料。
(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 15款道支出金。

1番石田議員。

●1番石田議員 2項道補助金の4目農林水産業費補助金の関係なのですが、農業費補助金の中で、農業委員会の活動促進事業が580万1,000円増額されていますが、補正後で言いますと910万1,000円の予算になります。令和3年度決算で680万1,000円で、230万円ほど増えているのですけれども、増えた分は、道補助金の補助対象といたしますか、補助内容が変わって増えているのか、新たな活動事業が増えて補助金が増額になっているのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

●藤田議長 林谷農業委員会事務局長。

●林谷農業委員会事務局長 答弁いたします。

今回、農業委員会活動促進事業でございますが、令和3年度から令和4年度の算定基準が変わりまして、事業の中で、最適化交付金といって農地利用最適化交付金の算定基準が今年度より国のほうで見直しがかかり、今までは、この中で農業委員の活動費が3割で、成果実績、農地の集積率を7割見ていたのですけれども、今年度から農業委員の活動量を7割、成果実績を3割に見直したことによって、農業委員のふだんの実績の報酬の部分で、今回交付金が200万円ほど上がったという形になります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。22ページ、16款財産収入。
(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 20款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

28ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

1番石田議員。

●1番石田議員 財産管理費の中の積立金についてお聞きしたいと思います。

積立金の中のふるさと応援基金、先ほどふるさと応援基金条例が可決されました。早速、補正予算で出てきているわけですが、3億6,326万5,000円を応援基金に積み立てるということであります。

先ほど、町長の行政報告の中で、利子と元金を合わせまして3億2,626万4,376円ですか、これを積み立てるという行政報告があったのですが、若干数字が違いますけれども、数字が違うのはなぜ違うのか、先にお聞きしたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

先ほどの行政報告で報告されましたのは、令和3年度分まででございます。それに令和4年度は、まだ見込みでありますけれども、見込みで3,700万円を足しまして3億6,326万5,000円を予算措置させていただいております。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 令和3年度までの分の数字だということで理解をいたしました。令和4年の分を合わせますと3億6,300万円になるという数字だと思います。

私がお聞きしたいのは、基金に積み立てる3億6,300万円、これは寄附があった全額を基金のほうに積み立てされるということでもありますけれども、本来、応援基金事業と通常言われていますけれども、事業に係る経費がありますよね、これはふるさと納税の中で寄附された方には返礼品を差し上げますということもございますので、返礼品のほかに、返礼品を差し上げる事業費といいますか経費がいろいろかかるわけですよ。その経費が結構、寄附金全体の大体7割が経費としてかかるのですが、

3割は差し引きしますと残ります。その残った分が基金に積立てされるのではないかという理解を私はしていたのですが。

令和3年12月に、私、ふるさと応援寄附金の活用について一般質問させてもらっています。そのときに、ふるさと応援寄附金は、ふるさと振興基金に幾ら積立てされているのかというお話をさせていただきましたが、町長の答弁では、令和2年度末で7,857万8,000円ありますよと。このときは、まだふるさと振興基金にあるものが積立てをされているという答弁をいただきました。

私は、正解といいますか、そのような考え方を持っていましたので、事業にかかる費用というのは、通常、事業会計でいうと、かかる費用は収入をもって数字を充てるというふうになっているのですね。そういう考え方からすると、町長が答弁された数字は、私は、なるほどなということに理解していたのですが、今回出てきたものは、かかる経費が全く除外されて、寄附金総額だけが載っていると。これが3億6,000万円ですか。この大体7割が経費でかかっているのですよね。

普通、事業をする場合は、そういう会計状況といいますか会計処理といいますか、普通は収入があって、かかる経費を差し引いた分が残りますよと。その残った分をここでいう基金に積み立てしますよという方法が、私は会計処理法上、適正な処理の仕方でないかなと思うのですが、その辺の見解について伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

ふるさと応援基金積立金につきましては、議員おっしゃるとおり、過去、私のほうで答弁したのも記憶しておりますし、当時の部分については、そういったことで、いわゆるかかっている経費に対して、いただいたものを充当していくというようなことであったのかなというふうなことでございます。

これまでも、そういったことで返礼品ですとか、あと、それに係る事務経費もろもろ含めて充当していたという経過がございますので、実際問題、その考え方でいってれば、今回の予算措置のほうは3億6,300万円させていただいたのですが、実際のところは2億600万円程度使っておりますので、残っているのが1億5,700万円程度ということなのかなというところでございます。

議員おっしゃるのは、残りの部分を予算化して積み立てるのがそのとおりではないのかなという話だと思われまじけれども、今回、先ほど産業厚生常任委員会のほうの委員会報告で触れられておりましたが、これまで、いわゆるそれ以外の事業等に使っていることはなかったですとか、あと、その使用目的が計画的に決められていない状況、また、本町を応援していただいている寄附者の思いを具現化する必要があるのではないかというお話もありましたけれども、そういったところを一旦整理させていた

だきたいということから、ふるさと応援基金ということで、これは過去に議員もしっかりと形に見える化してやったらいいのではないかという話も当時しておりましたけれども、そういった形でこのたび基金条例を提案させていただいて、こういった予算措置をさせていただくということになってございます。

額についてなのですが、今回新たに創設する基金への積立てということで、これまでのふるさと納税の分の積立額3億6,300万円予定されている部分を一度全額、もう使っている部分もあるのですが、今までの部分をこちらのほうの基金のほうに繰り入れさせていただいて、ここから寄附していただいた方への意向に即した事業等に充てられるような形で考えていきたい。制度の趣旨等踏まえて、そういったことで使わせていただくというのと、プラスアルファ、今までどおり事務的経費ですとか、いろいろな部分にも充当される場合もあるとは思いますが、取りあえず、いわゆる公表できるような形で、これまで頂いていた部分をこうやって使っていきますということで、ここから条例制定させていただいたので、まず入れさせていただいて使っていきたいというような気持ちの中で予算措置をさせていただいたというところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 町長のお話は、よく分かりました。

ただ、この事業に係る経費、費用がかかるわけですから、それは、今まではまだ応援基金ができる前はふるさと振興基金からかかる経費を基金から繰入れをして、その費用に財源を充てていたわけですがけれども、ふるさと振興基金の大半が一般会計からの積立て、要するに、一般財源なのですよね。

それが、例えば寄附金が5億円ありましたと。本町ではなかなかうたうのは大変でしょうけれども、その大体5割が経費かかるのですよ、2億5,000万円が。それを一般財源から今後ずっと出していくのですかと。今、財政状況がこれから厳しい状況を迎える中で、毎年、幾らか数字が変わっていくかもしれませんが、2億なり2億5,000万円を一般財源からこの費用を捻出していくのですかと。

私は、ですから先ほどお話ししたように、応援寄附金を頂いた中から返礼品だとかかかる費用を差し引いて、残った分を基金に積み立てて残しておく。かかる費用は寄附金の中から一般会計の費用を歳出のほうに充てていくという形が私は普通考えることではないかなというふうに思うのですけれども。

私は、ある自治体のやっている事例を見ました。そうしますと、寄附金の活用で返礼品を希望された方の寄附金の一部は返礼品等の経費に充当し、残りを各活用分野の基金に積立てをし、各事業に活用するという取組をやっているのですよね。私は、これ

が正しいのではないかなと思うのですけれども、予算も措置されますから、この予算はこれでいいのでしょうかけれども、今後やっぱり適正な会計処理をしながら管理運営をしていっていただかなければならないなというふうに思いますが、最後にもう一度、町長の答弁をお願いします。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

●藤田議長 再開します。

按田町長。

●按田町長 議員おっしゃる部分というのは、あるかと思います。今までがそういうふうな使い方も含めてさせていただいておりました。

来年度の予算、新年度予算についても、いわゆるかかる経費については、一般財源から出すようなことで予算のほうは組ませていただいておりますけれども、今回のふるさと応援基金への積立てというか予算額はこの形でさせていただいた上で、その用途、いわゆる考え方は議員おっしゃるとおりでございますので、それも含めまして再来年からしっかりと管理を適正に事務のほうを進めてまいりたいと、そのように思います。よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。38ページをお開きください。

2項徴税費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 48ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 56ページ、2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書1ページを御覧ください。

説明第1号、道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和4年度（繰越明許費）において、農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたします。

地区名は、長節地区、継続事業であります。全体事業費1億円、事業予算額1,700万円、負担割合は17%であります。事業内容につきましては、区画整理を面積40ヘクタール実施いたします。本事業につきましては、国の補正予算にて12月に配分され、北海道が令和4年度繰越明許費で予算措置をしているところでございます。長節地区工事発注は、年度内3月30日を予定しており、本町においても新年度に繰越事業を実施するものであります。

事業の概要につきましては、以上であります。

また、道営農地整備事業施工位置図につきましては、裏面2ページを御参照ください。

なお、事業主体は、北海道であります。

説明は以上であります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 農業総務費の農業振興事業費についてお聞きしたいと思います。

1点は、緊急農地基盤整備事業補助金617万3,000円の減額、それと持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金420万円の減です。この減額理由についてお聞きしたいと思います。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁いたします。

まず緊急農地基盤整備事業の補助金でございますが、事業の目的は、道営公社営事業等の補助事業を除きまして、農業者が緊急的に明渠排水整備を行うことで農地の生産性の回復を図ることを目的とした事業でございます。文字どおり、緊急を要する場合の事業でございますので、その年の天候等にも影響される事業でございます。

今年度につきましては、令和3年11月の大雨による令和4年4月以降の春施工分や昨年8月の十勝川上流部でまとまった雨がございましたが、本町でも一部冠水があ

り、秋施工分が増加するのではないかという懸念もあったのですが、農地の緊急的な明渠排水の希望が少なかったため、予算残が発生し、精査するものでございます。春施工につきましては14件、事業費で2,468万730円、補助金が592万2,535円、秋施工分が13件、1,298万460円、補助金が320万4,440円、合計で27件、補助金が912万6,975円となっております。

続けて、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金についてでございます。

今回の減額についてでございますが、まず事業で導入する機械が昨年11月にフランスで生産されておりまして、既に完成し船便による輸送をするところでございますが、商品をコンテナに梱包し輸送するのが通常でございます。その輸送に使用するコンテナの製造生産を行っている中国のコンテナ製造会社がございます、そこが新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウン措置が昨年7月から実施されたことに伴いまして、コンテナの生産体制の見直し、業務縮小によりまして船便輸送に支障が出ている現状でございます。

この現状につきまして、北海道が照会し、今回の事業執行遅延につきまして船便の遅延という突発的な事故によって生じたものであるため、繰越明許ではなく事故繰越の対象になることから、今年度内に納入できなかったものにつきましては、新年度に再度補助申請をし、自治体から改めて新年度予算で計上するよう北海道からの指示を受け進めると同時に、補助金額が変わっていますので、今年度の事業の変更手続きを行っているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 詳しく説明をしていただきました。要するに、減額されている主な理由は何なのかということなので、事業の説明は、予算の審議のときにいろいろ分からない点はお聞きしていますので、主な原因だけ答弁いただければいいと思います。大変勉強されているなというふうに思いますけれども。

もう1点、農業農村サポート研修施設の委託料が、少額ですが45万円管理委託が増えていますが、当初180万円の予算で45万円の増額、増額の理由だけで結構ですから、お知らせいただきたいと思えます。

●藤田議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁させていただきます。

サポートセンターの委託料でございますが、当初の予算よりも電気料で23万5,000円、灯油代で21万5,000円増えているため、今回45万円の補正とさせていただきます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。58ページをお開きください。

2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費からでございますけれども、17節の備品購入費、除雪ドーザとなっております。858万円の減額になっておりまして、これだけ減額されている理由についてお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

本ドーザの導入につきましては、製作者3者以上の見積もりを取っておりまして、平均値で設計を組んでいるところでございます。最終的に858万円減額した関係につきましては、入札による残という形になっております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま減額理由については、分かりました。

この除雪ドーザでございますけれども、新型の除雪ドーザというふうにお聞きしておりまして、この除雪の機器については、最近では新しい塗装による改良が行われているようにも聞いているわけなのですけれども、除雪に今後使用していくに当たって、いわゆる寿命といいますか管理費の節約にもなるのかどうかのことについてお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

平成20年に、同種類というか、一回り大きいドーザを導入しておりますが、そち

らのドーザのほうは、購入後七、八年で足回り系に結構さびが来る現象がございました。そのために、今回、塗装の剥がれない、さびの来ない加工を選んでおります。それによって経費がかからないことを目指しております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 今後、町で所有している備品等の機材におきましても、以降そのような改良が施される予定なのかどうかについてお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 新規に導入するときは、なるべく同種の加工等をすることを目指したいなと思っていますし、現在保有している機械につきましては、あまりにもひどい部分につきましては、予算の関係で、直すことも考えなければいけないのかなと思っています。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。68ページをお開きください。

3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

1番石田議員。

●1番石田議員 街路灯の管理費でお聞きしたいと思います。

電気料が142万円増額になっておりますけれども、補正後で言いますと892万円になるのですが、令和3年度の決算が801万7,000円、だんだんだんだん増えてきています。新年度予算はまだ審議されていませんが、新年度予算、令和5年度の予算を見ますと1,125万円、電気料が増えてきております。

前にもお聞きしましたが、LED、令和4年度で大体100%になるのですよということで、相当電気料金が抑えられると思うのですが、今回の補正もそうなのですが、電気料が値上げされて上がった分が入っているのか、新年度を見てもそういうものが見込まれているのか、電気料金の値上げによるものかどうなのか、その辺、増額の理由についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

街灯のLED化につきましては、本当でしたら令和4年度で完了する予定だったのですが、デザイン等により1灯につき街灯が2灯ついているものですか、ワット数によって交換の費用も変わっている関係で、令和4年度の完了はちょっと難しくなっていて、令和5年度も行うような予定になっております。LED化のほうは今のところは92%ほど進んでおります。

電気料につきましては、昨年令和4年1月以降、燃料調整費のほうが高騰しております、それによる電気料が高くなっているということで、今回補正させていただいております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

72ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 78ページ、3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 9款教育費、5項保健体育費でございますけれども、保健体育総務費の報酬のスポーツ推進委員、それから生涯スポーツ指導員、共に減額されており

ます。現在、スポーツ推進委員、また生涯スポーツ指導員については、何人ぐらいの構成で登録されているのかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

スポーツ推進委員につきましては6名で構成されておりました、生涯スポーツ指導員につきましては11名の方でお願いしてございます。

今回の減額につきましては、会議の機会の減少、あと、生涯スポーツ指導員につきましては、出前講座を講師としてお願いしてございます。その出前講座の件数が見込みより少なかったということで減額させていただいてございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 生涯スポーツ指導員についてはいいとして、スポーツ推進委員でございませけれども、昨今コロナ禍において、いわゆる総合体育館の利用率も少ない状況であったかと思うわけですが、スポーツ推進委員につきましては、コロナ禍においてはどのような活動内容であったのかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

スポーツ推進委員につきましては、年度当初と年度末の2回、会議を実施してございます。その中で、町の体育振興関係について今年度の事業内容等をお示しして、今後の体育振興の部分についていろいろ御意見をいただいているところでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この3年ほど、いわゆるコロナ禍でございました。その中において、活動内容によってはある程度制約があったかと思われるのですが、そこにおいて、コロナ前とコロナになってからの推進委員の活動についてお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

推進委員の会議につきましては、基本的には会議でいろいろな御意見をいただくような形となっております。コロナの影響につきましては、年に1回程度研修会がございませますが、こちらのほうの部分については影響が出ているかと思えます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。86ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費。

(質疑なし)

●藤田議長 2項林業用施設災害復旧費。

(質疑なし)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 33ページに戻って悪いのですけれども、ふるさと応援基金のことなのですけれども、基金条例もつくって、基金として積み立てたのは分かるのですけれども、この寄附者の思いを具現化する方法が分からないのですよね。どのように具現化していくのか、お聞かせ願いたい。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 1時05分 休憩

午後 1時07分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

按田町長。

●按田町長 申し訳ございません。

この基金につきましては、基本的に寄附者の希望に沿った形ということですが、寄附を受けるときに、用途としてこういうのがありますよということで、御希望を募るといふか選択してもらうというようなことかなと思っています。現状やっている中でもそうなのですが、福祉ですとか教育、産業振興、ふるさと振興、町長にお任せといったことで、5本立てで希望を聞いているというところでございます。

中には、中身が広いわけですから、何にという話、いわゆる予算立てしたときの事業の内容にうまく合致するようなものがあれば、そちらのほうに充てていくというような形で、そこに当たりましたということで公表していくというような形になりますが、現状の扱いの中でも、町長にお任せというところが一番多いのですね。

ですから、お任せとなると何なのだという話になりますけれども、実際問題、この条例ができた後に使っていく部分の中では、きちっと事業に、これに使いました、この事業に使いましたということでしっかりと公表をさせていただきながら使っていくというような形になるのかなと、そのように思っております。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 二度も三度も手間かかるようなことをしないで、アンケート取るな

り何なりするのだろうと思うけれども、そうではなくて、庁舎内で委員会でも作って立ち上げて、その委員会で選定したらどうなのでしょう。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員言われるとおり、それも一つの選択肢として検討しながら、ふるさと応援基金をしっかりと使っていきたいなど、そのように思っています。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 9款教育費、5項保健体育費のところちょっと質問を逃してしまいましたので、質問させていただきます。

84、85ページ、3目学校給食費からでございますけれども、学校給食運営費の給食材料費でございますけれども、101万円の減額になってございます。昨今、食材費の高騰する中において、このような減額になっているわけですが、どういことが主な要因なのかをお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

給食材料費につきましては、当初予算で多めに、給食を食べる方の人数をある程度予備費分も含めて計上させていただいております。その分の精査できた部分と、あと、今年度コロナによりまして、各小中学校が休校になったり学級閉鎖になったりという減った部分についての食材費を減額してございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 せっかく予算措置してあるわけですから、豊頃町の子供たちには栄養たっぷりのおいしい給食を食べていただきたいというふうに要望いたします。

昨今、自治体においては給食の無料化とか言われておまして、これだけ食材が高騰してくる中で、そういう無料化をしている自治体については、かなり食材の内容の低下ですとかといったことが言われているわけございまして、豊頃町におかれましては、給食費についてはきちんと徴収された中でもって運営されているというふうには思っていますけれども、できるのであれば、栄養たっぷりの、子供たちが満足するような食材を提供していただいて、今後ともよろしく願います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

給食費につきましては、本町、平成21年度から改定をしてございませんので、それ以降で増額になった分については、町の一般財源等を用いまして保護者の負担がか

からないようにということでやらせていただいております。

栄養価の高い給食を提供してほしいという意見なのですけれども、栄養士が栄養の部分を管理させていただいてございます。その中で最大限おいしい給食を提供していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 今後の見通しについてお伺いしたいのですけれども、光熱費だとか電気料、それと食材も今後上がっていくようでございますから、それで、今後はコロナの休みも少なくなっていくと思っておりますので、今後の見通しは、値上げする予定は考えていないのかどうか。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

給食費につきましては、現状、引き続き据置きで検討しております。今後については、給食運営委員会もありますので、そちらのほうの御意見等もいただきながら慎重に検討していきたいなと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページをお開きください。

第3表債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページをお開きください。

第4表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第11 議案第9号令和4年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 補正予算書89ページを御覧ください。

議案第9号令和4年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,807万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,433万円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書100ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費からシステム改修費など、合わせて59万3,000円を減額。

2項運営協議会費から国保運営協議会委員報酬及び費用弁償、合わせて10万3,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費から被保険者療養給付費1,200万円を減額するなど、合わせて1,250万円を減額。

102ページ、2項高額療養費から被保険者高額療養費400万円を減額するなど、合わせて409万円を減額。

4項出産育児諸費、出産育児一時金42万円を減額。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から特定健康診査等負担金40万円を

減額するなど、合わせて93万円を減額。

104ページ、8款諸支出金、2項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利息12万4,000円を減額。

3項一般会計繰出金、1目一般会計繰出金を設け、一般会計繰出金68万2,000円を計上するものであります。

続きまして、歳入については、96ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税に医療給付費分現年課税分394万5,000円などを合わせて604万6,000円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫補助金から災害臨時特例補助金7,000円を減額。

3款道支出金、1項道補助金から保険給付費等交付金1,450万2,000円を減額。

5款繰入金、1項他会計繰入金から一般会計繰入金241万5,000円を減額。

98ページ、2項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金1,000万円を減額。

6款繰越金、1項繰越金にその他繰越金189万2,000円を追加。

7款諸収入、2項雑入において、療養給付費等返納金29万8,000円を追加するなど、合わせて90万8,000円を追加いたします。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

96ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

100ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 6款保健事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 104ページ、8款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

- 藤田議長 日程第12 議案第10号令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

- 丹羽福祉課長 補正予算書107ページを御覧ください。

議案第10号令和4年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ767万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,838万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書120ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から旅費10万1,000円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から居宅介護サービス給付費900万円を減額するなど、合わせて1,250万円を減額。

2項介護予防サービス等諸費に介護予防サービス給付費200万円を追加するなど、122ページ、合わせて240万円を追加。

4項高額介護サービス等費から高額介護サービス費20万円を減額。

6項特定入所者介護サービス等費から特定入所者介護サービス費360万円を減額。

124ページ、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費に介護予防・生活支援サービス事業負担金53万円を追加。

3項包括的支援事業・任意事業費から介護予防サービス計画作成15万8,000円を減額するなど、合わせて35万4,000円を減額。

126ページ、4款基金積立金、1項基金積立金に介護給付費準備基金612万8,000円を追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に介護保険料還付金2万3,000円を追加するものです。

次に、歳入については、114ページを御覧ください。

2款使用料及び手数料、1項手数料に介護予防サービス計画手数料49万円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に介護給付費負担金381万8,000円を追加。

2項国庫補助金から介護給付費調整交付金161万1,000円を減額するなど、合わせて245万4,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金266万円を減額。

2項道補助金から地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業など、合わせて20万9,000円を減額。

116 ページ、5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金から介護給付費交付金 4 9 7 万 7, 0 0 0 円を減額するなど、合わせて 5 3 5 万 6, 0 0 0 円を減額。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金から介護給付費繰入金 2 9 0 万 1, 0 0 0 円を減額するなど、合わせて 4 5 5 万 6, 0 0 0 円を減額。

2 項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金 4 7 3 万 9, 0 0 0 円を減額。

118 ページ、8 款繰越金、1 項繰越金に前年度繰越金 8 1 2 万 2, 0 0 0 円を追加。

9 款諸収入、2 項雑入から生きがいデイサービス利用者負担金 1 3 万円を減額するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

114 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

120 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 1 2 4 ページ、3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 4 款基金積立金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5 款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 1 号

- 藤田議長 日程第 1 3 議案第 1 1 号令和 4 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

- 丹羽福祉課長 補正予算書 1 2 9 ページを御覧ください。

議案第 1 1 号令和 4 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

205万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,693万円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書138ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から普通旅費など7万1,000円を減額。

2項徴収費から印刷費など1万2,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金から保険料等負担金212万2,000円を減額。

3款諸支出金、2項繰出金に一般会計繰入金精算返還金14万7,000円を追加するものです。

次に、歳入については、136ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料から現年度分39万7,000円を減額するなど、合わせて17万1,000円を減額。

2款繰入金、1項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金195万8,000円を減額するなど、合わせて205万2,000円を減額。

3款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金15万4,000円を追加。

4款諸収入、3項雑入に広域連合特別調整交付金1万1,000円を追加するものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

136ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

138ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●藤田議長 日程第14 議案第12号令和4年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 補正予算書141ページを御覧ください。

議案第12号令和4年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3

5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,691万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、歯科診療所業務用備品の購入などに伴うものであります。

補正予算の主なものについては、歳入歳出事項別明細書150ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費、1項医院費にオンライン資格確認導入委託料11万4,000円を追加。

2款歯科診療所費、1項歯科診療所費に給湯ボイラーの業務用備品の購入15万8,000円など、合わせて22万9,000円を追加。

3款公債費、1項公債費に長期債償還利子1万5,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、148ページを御覧ください。

3款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金7万6,000円を追加。

4款諸収入、2項支払基金交付金に保険医療機関等向け医療提供体制設備交付金28万2,000円を追加するものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

148ページをお開きください。

3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

150ページをお開きください。

1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款公債費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

- 藤田議長 日程第15 議案第13号令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

- 越谷施設課長 補正予算書153ページをお開き願います。

議案第13号令和4年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,735万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,707万1,000円と定めるものであります。

本補正予算は、請負費等予算の精査によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

162ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、本管移設等補償工事費から707万5,000円を減額、簡易水道施設維持補修費、工事請負費から889万4,000円を減額するなど、合計1,737万円を減額。

2款公債費、1項公債費において、長期債償還利子1万6,000円を追加するものであります。

次に、160ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金から、一般会計繰入金878万8,000円を減額。

5款町債、1項町債から、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業及び大津地区増圧ポンプ場新設・配水管整備事業など860万円を減額。

6款諸収入、1項雑入に国税還付金66万円を追加するなど、合計3万4,000円を増額するものであります。

次に、第2条、既定の地方債の変更は、156ページ、第2表地方債補正にて説明いたします。

簡易水道整備事業の限度額を6,420万円に、過疎対策事業の限度額を4,090万円に、辺地対策事業の限度額を2,310万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を1億3,820万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

160ページをお開きください。

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

162ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、156ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第16 議案第14号令和4年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書167ページをお開き願います。

議案第14号令和4年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,388万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,133万8,000円と定めるものであります。

本補正予算は、半導体不足により下水道施設改築更新工事を繰越明許費とするなど、予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

176 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費から受益者分担金前納報償金 2 万 7,000 円を減額。

2 項施設管理費、1 目下水道施設管理費、公共枿設置工事 220 万円を減額。2 目下水道施設整備費、工事請負費から下水道施設改築更新工事 5,400 万円を減額。
(繰越明許費) 社会資本整備総合交付金事業費に工事請負費、下水道施設改築更新工事 4,455 万円を追加するなど、合計 1,385 万 6,000 円を減額。

2 款公債費、1 項公債費において、長期債償還利子 3,000 円を追加するものがあります。

次に、174 ページ、歳入について御説明いたします。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料から下水道使用料、現年度分 50 万円を減額。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業 3,054 万 8,000 円を減額、(繰越明許費) 社会資本整備総合交付金事業に 2,450 万 2,000 円を追加。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、一般会計繰入金から 414 万 4,000 円を減額。

5 款繰越金、1 項繰越金、前年度繰越金に 131 万円を追加。

7 款町債、1 項町債から 450 万円を減額するものであります。

次に、第 2 条、繰越明許費につきましては、169 ページの 2、第 2 表繰越明許費にて御説明いたします。

1 款総務費、2 項施設管理費、社会資本整備総合交付金事業費を 4,455 万円と定めるものであります。

次に、第 3 条、既定の地方債の変更につきましては、170 ページ、第 3 表地方債補正にて説明いたします。

下水道事業の限度額を 1,210 万円に、過疎対策事業の限度額を 1,200 万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を 4,450 万円に定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

174 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

176 ページをお開きください。

1 款総務費、説明第 2 号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算説明書 3 ページをお開き願います。

説明第 2 号、下水道施設改築更新工事の施工について御説明いたします。

本事業は、下水道ストックマネジメントに基づき対策が必要とされた施設及び設備の更新工事を平成 28 年から実施しているものでありますが、半導体の不足により機器の製作に遅延が生じたことにより、令和 4 年度繰越明許費において、次のとおり下水道施設改築更新工事を施工することとし、公共下水道特別会計第 1 款総務費に計上したものであります。

工事位置図については、次ページに施工位置図をつけてありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号、1 ページ。事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、下水道施設改築更新工事。工事予算額 4,455 万円。工事内容、茂岩下水浄化センター遠心脱水装置整備更新一式であります。継続事業となっております。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。2 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、169ページの2、第2表繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、170ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

2時10分まで休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針

●藤田議長 日程第17 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、令和5年度町政執行方針について説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 令和5年度町政執行方針について御説明をいたします。

初めに、先人が艱難辛苦に耐え、努力によって拓かれた本町は、報徳のおしえに基づく先達の開拓の偉業に学び、先輩諸氏の弛まぬ努力により今日の繁栄を享受していることに、畏敬の念を抱き心から感謝を申し上げるところであります。

今後のまちづくりにあっても、本町の基本理念であります「報徳のおしえ」のもと、人と自然が調和した安らぎと温もりのある町を目指し、町議会をはじめ町民の皆様の声を真摯に受け止めるとともに、町民の皆様とともに協働のまちづくりに努め、次世代にしっかりと継承して行くことを使命とし前進する決意であります。

私は、町民の皆様への負託を受け、町長として重責を担わせていただいてから、間もなく2年の歳月が経とうとしており、町民の皆様と積極的に対話を重ね、町政への反映に努めてまいりました。

その間、新型コロナウイルス感染症の拡大、物資や燃油の高騰、再生可能エネルギー転換など課題は山積しておりますが、立ち足る困難に決して臆することなく、自ら先頭に立って、町民の皆様と手を携えながら、安心して暮らせるまちづくりを力強く推し進めてまいります。

ここに、令和5年豊頃町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ、町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2番目、町政に臨む基本姿勢でございます。

政府は令和5年度の経済財政運営の基本方針として、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いているが、一方でエネルギー・食料価格の高騰や金融引締め等による景気後退懸念など、経済を取り巻く環境には厳しさが増しているとし、経済の再生を最優先課題と掲げております。

こうした景気のリスクに先手を打ち、民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、自律的な成長とデフレからの脱却に向け、躊躇なく経済運営を行っていくこととしており、これらを踏まえた国の予算案は、社会保障や医療体制の確保及び経済緊急対応費、そして引き続き新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策費が盛り込まれ、更には、新年度から創設されることも家庭庁にかかる関連施策や地方デジタル田園都市国家構想の推進などが重点施策に位置付けられ、5年連続で100兆円を超える見通しとなり、地方財政計画では地方交付税の総額も昨年を引き続き増加となっております。

しかしながら一方では、歳出改革の取り組みは継続しているものの、少子高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等の構造的な課題に直面しており、さらに国家安全保障による過去最大規模の防衛費や新型コロナウイルス感染症にかかる医療体制確保の影響もあり、債務残高が膨らみ、国債は毎年度一般会計歳出総額の2割以上を占

め、今年度末国債残高は初めて一千兆円になる見通しであり、国の財政諮問会議においても国と地方ともに更なる歳出の改革・抑制が提言されるなど、一層厳しさを増している状況にあります。

このような中、本町の財政状況は健全性を保ってはおりますが、財源の大半を地方交付税に依存している状況の中、国では新型コロナウイルス感染症対応による国債や社会保障費の増大により、将来に渡っての財政構造は先行不透明であり、地方自治体への影響は決して明るいものとは言えません。

私は、この厳しい時代における自分自身の役割と責任の重さを改めて認識し、こういう時代だからこそ急激な変革を見誤ることなく、適切な行政運営に対処し、我が町の将来に視点を持ちながら、町民の皆様とともに我が町の基幹産業である農林漁業並びに商工業の更なる発展に努めるとともに、直面している多くの課題については、第5次豊頃町まちづくり総合計画の実現に取り組みながら、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが安心して暮らせる町、そして、我が町に生まれ育ったことに自信を持てるまちづくりのために全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

主要な施策の推進でございます。

まず最初に、快適で魅力あるまちづくりであります。

進行する少子高齢化、人口減少など本町の現状と課題を踏まえ、町民の生活基盤の向上と安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

道路網の整備については、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路を年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところであります。本年度においては幌岡第3幹線、北栄17連絡線、幌岡西2線の改良舗装及び長寿命化計画に基づく橋梁の補修を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を来たすことがないように、町道路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な町道維持管理に努めてまいります。

町民の足として14年目を迎えるコミュニティバスは、通学便や物産直売所への乗入れ便など、地域住民の生活に密着した地域公共交通として利用されております。一方、人口減少や少子高齢化社会にあって、公共交通を取り巻く環境は、高齢者を中心とした交通弱者個々の利便の確保という課題も存在しています。

今後、住民の声を反映した交通体系の実現を目指して、持続可能な新しい交通体系の検討を進めてまいります。

行政情報化の推進につきましては、昨年度、新鮮な情報をより多くの町民の皆様にお届けするためLINEを開設し、町の出来事などを随時発信しており、町民の皆様

とのコミュニケーションを向上させるため引き続き運用してまいります。

また、これまでスマートフォンに対応していなかった町のホームページは、リニューアル後はスマートフォンでの閲覧をしやすくし、地域に新しい風を生み出す存在である関係人口を増やし地方創生を進めるため、更なる活用を進めます。

消防・防災対策については、大津地域住民等の参加による避難訓練を継続実施するとともに、町民全体で参加する避難訓練及び職員の災害対応への訓練を実施するほか、全町的に自主防災組織の立ち上げを目指し、防災意識の向上に努めてまいります。

また、大津地域の津波対策として、漁港から道道大津旅来線へ抜ける避難道路の整備に新たに着手するとともに、小さなお子さんや高齢者、体が不自由な方などの避難困難者を守るため、津波救命艇を導入することといたしました。

さらに、築50年を経過しようとしている消防庁舎について、耐震診断を実施し、施設の構造的耐久性等の結果を受け、本町の消防・救命の拠点である消防庁舎の今後の在り方を検討するとともに、消防車両及び救助資機材の更新など、今後も引き続き防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策については、交通事故のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現は私たちの願いであります。本町では、第10次豊頃町交通安全計画に基づき、期別ごとの交通安全運動を展開しているところであり、今後も各関係機関と連携しながら粘り強く交通安全対策に取り組んでまいります。

防犯対策については、近年多発する特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、様々な被害を未然に防止するため、広報紙等による情報提供と啓発に努めるとともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果のある電話録音装置の設置推進など、関係機関と協力しながら積極的に取り組んでまいります。

住宅環境の整備については、ドリームタウン団地・パートナータウン団地の屋根外壁の塗装を行い住宅の長寿命化を図ります。

また、大津幸町団地は玄関ドアや内窓サッシの交換などで居住性向上を目的とする個別改善工事を行い、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で統内地区の老朽化した配水管の更新工事を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道ストックマネジメント計画に基づき茂岩下水浄化センターの施設改築更新工事を実施するとともに、マンホールや下水管渠の補修により適切な維持管理に努めてまいります。また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、一般廃棄物は本町の処理基本計画に基づ

き十勝圏複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行っております。

また、資源ごみの搬出促進を今後も積極的に推進し、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

公園緑地の整備については、児童公園の遊具点検整備など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努めるとともに茂岩山自然公園の階段の整備を実施し、自然と親しみ利用しやすい環境整備を行い、利便性と安全の向上を図ります。

移住・定住対策につきましては、人口の町外流出抑制のため、町内で新築住宅や中古住宅を取得する者に対する助成及び町内から町外への通勤者に対する通勤助成などを継続してまいります。

また、販売中の茂岩栄町分譲地は、問い合わせはあるものの成約には至っていないことから、引き続き販売促進に努めてまいります。

今後も町民が主体となって豊頃町の地域資源について洗い出しを行い「強み」や「売り」を明確化し、他の町にはない豊頃町の魅力に気づいてもらい、町の未来のあるべき姿について考え、地域への誇りや郷土愛に繋げるための地域創生プロジェクトに取り組んでまいります。

次に、豊かな資源を生かしたまちづくりでございます。

昨年、国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、地域経済を支える農林水産業の成長のための投資と改革を大胆に進める施策を展開しているところであり、本町においても畑作では、スマート農業への展開の推進、道営土地改良事業や緊急農地基盤整備事業などの土地基盤整備を継続的に実施することにより湿害に強い農業基盤を確立してまいります。

また、農業基盤整備促進法の改正に伴い、現行の農用地利用集積計画に替わり、「新たな地域計画」を策定、「農地バンク」を活用した農地の集積が開始されることとなることから、今後も農業経営の安定化を図るため、農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保と有効利用を促進してまいります。

更には、近年、特に顕著である生産資材や肥料高騰対策についても農業協同組合と連携し国、道の施策を注視しながら、安定した生産体制の維持に向け必要な対策を講じるとともに、農作物被害防止対策として鳥獣被害防止対策事業を実施し、生産の安定に寄与するよう対応してまいります。

畜産業については、畜産基盤の整備を図るため、公社営事業畜産担い手育成総合整備事業について新たな地域での事業展開を実施するとともに、畜産の収益性の向上を図るための畜産・酪農収益力強化整備事業（クラスター事業）にも引き続き取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。

また、輸入飼料等の高騰については農業協同組合と連携し国、道の飼料高騰対策事業を活用しながら、経営の安定に向け必要な対策を講ずるとともに、家畜飼養用水緊急支援対策事業を継続し、資材高騰等への支援を継続してまいります。

更には、5年後に北海道で開催が予定されている全国和牛能力共進会に向け、豊頃町和牛生産改良推進組合による生産改良事業を支援するとともに、近年発生 of 相次ぐ家畜伝染病について、家畜保健衛生所等の関係機関及び生産者と連携しながら対応してまいります。

林業振興については、水源のかん養や山地災害の防止など公益的機能を有する森林が、本町の農業・漁業においても重要な役割を担っていることから、豊かな森づくり推進事業や森林環境譲与税の活用により、積極的に一般民有林の森林整備を奨励してまいります。

また、町有林においても、持続可能な森林管理のため、植林や保育、皆伐事業などを計画的に実施するとともに、森林整備の基盤となる林道整備事業を継続して実施します。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、猟友会の協力を得ながら、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を行い、被害の抑制に努めてまいります。

漁業振興については、一昨年9月に発生した本町沿岸域の赤潮について、昨年度は再発が懸念されていたところではありますが、幸いにも再発は確認されなかったものの、各地でその影響と思われる水産資源の減少、不漁が確認されていることから、引き続き道東沿岸の豊かな漁場、漁獲の回復に向け水産振興対策を進めてまいります。

本町の主要漁業であるサケ定置漁業については、深刻な不振が継続しております。昨年は若干の回復傾向にあったものの、これまでの水準には遠く及ばないことから、関係機関による不漁原因の究明に期待を寄せるとともに、孵化放流事業の強化に積極的に取り組み、早期の漁獲の回復に向け支援してまいります。

また、北海道による大型魚礁整備による広域漁場整備事業を継続的に取り組むとともに、大津漁協による種苗中間育成事業等に対し引き続き支援することにより、前浜資源維持増大、永続的な水産業の振興に努めてまいります。

現在、船揚場の嵩上げ工事が完成し、漁業地域の防災・減災対策整備が実現しつつあるところですが、引き続き大津漁港の整備を継続的に国に要請し、関連整備を一層進め、安心安全な操業体制の確立を目指します。

商工業の振興につきましては、購買人口の流出を抑制し、地元消費の拡大と地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券発行事業を継続して実施してまいります。

また、商店街では経営者の高齢化や後継者問題等による、空き店舗等の存在が商店

街の一連の街区形成を難しくしており、周遊性が低下するだけでなく、車を持たない高齢者等が食品や日用品の買い物に不自由することから、町民の皆様が安心して暮らせる町づくり実現のために、商工会と協力し取り組んでまいります。

互産互生事業につきましては地域商社を核として、報徳のおしえで繋がる静岡県掛川市や茨城県筑西市、シーニックバイウェイで繋がる宮崎県日南市との交流を基軸とし取り組んでまいりました。今後は、モノの交流からヒトの交流へと新たな地域間交流の取り組みへと発展させ、新しい形の地域創造を目指し、地域商社と連携し事業を進めてまいります。

また、本町の観光で知名度を持つ「はるにれの木」や「ジュエリーアイス」は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に観光客の入込数が減少しましたが、全国旅行支援の実施や入国制限の大幅緩和等を背景に観光客の入込数も増加傾向にあり、オーバーツーリズムの再燃も懸念されています。

このことから、増加する観光客と地域住民の生活環境の調和を図るため、当地の現状や観光マナーについて周知を行い、持続的な観光を目指してまいります。

続きまして、躍動感あふれる人づくりであります。

本町では人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。現在、東京学芸大学と教育を柱とした「関係人口」の拡大を目指しており、今年度も引き続き互いの経営資源を相互活用し、地域間交流を進めてまいります。

また、地域おこし協力隊員を招致し、地域課題の解決と町が取り組む地方創生の加速化に取り組めます。

教育においては、本町の教育大綱の目標である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進するため、学習機会の拡充やその成果を還元する取り組みの推進、生涯学習施設の効率的な利用等を図ってまいります。

学校教育においては、将来的に小中一貫教育を効果的・効率的に実施可能な学校施設整備を進めることとし、今年度完了した豊頃中学校改築工事に引き続き、豊頃小学校改修工事等を実施し、多様な学び場の環境整備を充実させ、学校間連携等の推進へとつなげてまいります。

社会教育においては、町民一人ひとりが生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など生涯学習社会の実現のため、学習機会の提供と拠点施設の整備充実に努め、町民の学習意欲向上を喚起し、共に学び、共に育み、その成果を学校や地域に還元するなど、協働の心と絆を育み、生涯学び続けることができる環境づくりに努めます。

さらに、総合教育会議を開催し、教育委員会と意思疎通を図りながら、本町の教育課題やあるべき姿を共有し、よりよい教育行政を推進してまいります。

姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところであり、相馬市・滑川市との少年親善使節団による相互交流については、派遣・受入れ事業の実施やオンラインによる交流等、ポストコロナ社会を見据えた交流事業を図ってまいります。

次に、健康で心ふれあうまちづくりであります。

地域福祉の推進については、子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、令和5年3月に策定した「第2期豊頃町地域福祉計画」により、各種施策を着実に実行してまいります。

また、新型コロナウイルス感染の影響で中断をしていた様々な職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」を開催し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

更に、本町の福祉ゾーンの中核的施設となっている福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」においては、子どもから高齢者までの幅広い世代による利用が定着しています。世代を超えた交流の場として、また、社会福祉協議会が中心となった具体的な福祉活動を実践する場として、引き続き有効利用を図ってまいります。

子育て支援については、少子・核家族化が進む中、「こどもプラザとよころ」を核として、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関と連携し、未来を担う子どもたちへのきめ細やかな切れ目のない子育て支援施策を展開してまいります。

また、妊娠・出産・養育期における子育て世代の育児不安や孤立感の解消のため、「子育て世代包括支援センター」の相談・支援体制を強化し、妊娠時、出産時に伴走的相談と応援給付を行う「出産・子育て応援給付事業」、産婦の心身の不調や育児不安の軽減を図るため「産後ケア事業」を実施してまいります。

保育については、保育所・学童保育所の機能及び保育の質の向上に努め、各種感染症や事故防止対策を図り、安心・安全な保育環境と適切な支援を行うことができる体制を確保してまいります。

また、保育所業務支援システムを導入し、欠席・遅刻受付機能・連絡帳機能などを活用して保護者の利便性を図ってまいります。

「ことばの教室」については、心身の発達が気になるお子さんに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた療育を行い、関係機関との連携を図りながら専門的な支援と相談支援を実施し、早期発見・早期療育を目指してまいります。

乳幼児健診事業については、子どもの目の機能は3歳までに急速に発達し、6歳くらいでほぼ完成するといわれていることから、3歳児健診においてスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を実施し、目の異常を早期発見・早期支援に努めてまい

ります。

子育て支援センターについては、親が抱く育児・発達への不安や孤立感の解消のため、交流・相談の場を提供し、安心して子育てができるよう関係機関・部署と連携を図るとともに、一時保育、ファミリー・サポート事業を実施し、子育て世代の支援を充実させてまいります。

また、本町における少子化対策及び定住促進対策として、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金を継続して支給し、本町における次代の町づくりを担う子どもたちの健全な育成を図ってまいります。

更に、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を継続して実施するとともに、高校修了までの医療費無料化や新生児に対する聴覚検査の公費負担を継続し、ひとり親家庭の医療費助成など、子育て世代に対する経済的な負担の軽減を図ってまいります。

高齢者対策については、本町の高齢化は依然として急速に進んでおり、高齢化率は本年1月末で40.3パーセントとなっております。

このような状況の中、「第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」が最終年となるため、第9期計画策定作業を行い、高齢者が自立し生き生きとした生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを関係機関と連携しながら推進してまいります。

また、国民健康保険と後期高齢者医療の間で途切れがちだった保健事業を適切に継続するために、北海道後期高齢者医療連合会の委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施に取り組み、高齢者の健康状況や生活機能の両面を一体的に支援してまいります。

介護保険事業については、事業者との連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図り、要介護や要支援状態になることを抑制するため、地域支援事業により多様なサービスを創設・提供してまいります。

また、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業を継続して取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の人やその家族を集中的に支援するとともに、各種見守りや生活支援などの事業を継続して実施いたします。

障がい者（児）福祉については、すべての障がい者（児）が安心して地域社会で生活できるよう「第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者（児）を地域全体で支えるシステムを、関係団体と連携し進めてまいります。

また、障がい者の自立と障がい児の療育に向けた相談・支援体制の充実を図るために「豊頃町障がい者相談支援所」の機能を強化してまいります。

国民健康保険事業については、平成30年4月から都道府県単位化により、北海道

が中心的な役割を担い、財政運営の安定化が図られております。

単位化による国保税の上昇は、基金等の繰り入れにより抑えてきましたが、北海道が目指す令和12年度の統一保険料に向け、令和5年度に国保税賦課方式の資産割を廃止し、さらに事業納付金から算出される標準保険料率との差を是正するため、国民健康保険税率を改正いたします。

また、「北海道クラウド事務処理標準システム」を活用し、事業の効率化・標準化を図り、適切な事務処理に努めてまいります。

保健事業については、町民の健診記録などを「健康管理システム」で管理し、健康管理を適切に行うとともに、受診疾病の早期発見・健康維持の観点から、各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業においては、保健師による訪問や電話での勧奨による普及・啓発により、受診率の向上に努めてまいります。今後においても町民自らが主体的な健康づくりを推進するとともに、医療費の抑制が図られるよう、引き続き事業を推進してまいります。

町立豊頃医院及び大津診療所については、令和3年11月から指定管理者による運営を開始しており、指定管理者と管理運営に関する協議の場を設け、町民の皆様安心して医療を提供するための診療体制の充実を図ってまいります。

また、口腔ケアは認知機能や全身の健康に密接なつながりがあるため、診療の充実を図るため診療台を更新し、歯科診療所の運営を支援してまいります。

あわせて、農村部の高齢者の通院の足を確保するため、引き続き患者輸送車を運行し、通院のほか買い物等にも利用できるよう利便性を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法上、2類から5類へ引き下げになる予定で、今後の感染状況の動向を踏まえ、ワクチン接種が実施できる体制を確保してまいります。また、重篤疾病予防対策として、各種予防接種費用の助成などを継続してまいります。

最後に、みんなが力を合わせるまちづくりでございます。

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政がともに支え合いながら、地域主体のまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりにつきましては、町民の皆様に浸透し、協働のまちづくり地域提案支援事業を活用して、各地域づくり協議会や行政区をはじめとする団体により、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も、地域の課題に町民の皆様の方で取り組む協働のまちづくりの活動に対し支援を継続してまいります。

行財政の運営については、第7次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直し

や経常経費の抑制、職員の意識改革等に取り組んでいるところでありますが、国に財源を大きく依存する本町においては、持続可能な行財政構造や簡素で効率的な組織体制の確立に向け、常に検証・改善・実践を実行してまいります。

限られた財源のなかで、バランスの取れた効果的な行政運営はもちろんのこと、多様化する住民ニーズなど行政課題に的確に対応するためには、庁舎内の横断的な連携を強化しながら、これまでの行政手法にない新たな発想が求められるため、職員の政策形成などの実務能力向上に努めていくとともに、町民の皆様との協働による創意工夫を凝らし、きめ細やかな取り組みをこれまで以上に進めてまいります。

以上、令和5年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ町政執行方針といたします。

以上でございます。

●藤田議長 町政執行方針の町長からの説明がありました。

3時まで休憩をいたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

令和5年度教育行政執行方針について説明を求めます。

中川教育長。

●中川教育長 はじめに、令和5年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

人生100年時代やDX（デジタルトランスフォーメーション）の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の影響など、変化の激しい時代において、本町が将来にわたって持続的に発展し、豊かな地域社会を実現していくためには、町民が主体的に地域に参加し、多様な課題を自ら解決する人材が求められており、それらを担う教育の役割もますます重要視されております。

町民一人ひとりが、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育行政を着実に推進してまいります。

2、教育環境の整備充実。

本町の教育環境整備の重点施策であります豊頃中学校改築及び豊頃小学校改修事業

につきましては、本年2月に豊頃中学校新校舎が完成し、新年度は豊頃小学校改修工事や新校舎周辺の外構工事に係る予算を計上しております。小中連携、その先にある小中一貫教育を効果的かつ効率的に展開できる学校施設の整備を推進してまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金事業、検定受験料助成事業等を引き続き実施してまいります。

学習施設においては、本町の文化・スポーツ活動の拠点施設であるえる夢館や図書館、総合体育館等について、魅力ある施設づくりと安心・安全に配慮した施設運営に努めてまいります。

3、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

(1) 今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上で、今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、国のGIGAスクール構想により整備した全児童生徒1人1台のタブレットを活用した授業を積極的に取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びの実現を推進し、アクティブ・ラーニングの視点である「主体的・対話的で深い学び」へとつなげてまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、学習の仕方や学習習慣が身に付くよう、家庭と連携を図りながら学力の定着に取り組んでまいります。

(2) 豊頃中学校改築、豊頃小学校改修工事の完成による小中併設校の開校を令和6年に予定していることから、小中連携教育を更に推進してまいります。児童・生徒の交流や、教職員の相互派遣、授業公開や研究協議などを通じて小・中学校教職員が互いの専門性や教育課程を理解することにより、児童生徒の小学校から中学校への円滑な接続へとつなげてまいります。

また、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤とした、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

(3) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目的に教科化された道徳の授業において、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、人を思いやる心や命を大切にすする心など、社会性や豊かな人間性を育むために発達段階に応じた道徳教育を進めてまいります。

また、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動等を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら「子ども報徳訓」の実践に努め、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(4) 子どもの体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成に

については、日常生活の場である学校、家庭、地域社会が連携して取り組むことが必要となります。体力向上は健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や中学校部活動を引き続き支援してまいります。

(5) 学校給食につきましては、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達を目的に栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適正管理と食材等の衛生管理を徹底し、子どもたちがより安心して給食をたべられるよう食中毒、異物混入、食物アレルギー等の事故の未然防止や緊急時にも迅速な対応ができる体制構築をすすめてまいります。

また、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に着けるため、栄養教諭による「食育に関する指導」を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」などを実施してまいります。

(6) 特別支援教育については、人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別な支援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくとともに、支援教育学級に特別支援教育支援員を配置し、個々の違いを認識しつつ連続性のある多様な学びの場の充実・整備をすすめてまいります。

また、教職員の指導力向上のため専門研修を受講する機会を設けるなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(7) 社会や経済のグローバル化が進み、国際社会で活躍できる人材の育成等が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、小中学校の英語授業に外国語指導助手を派遣し、授業補助を実施します。新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続いている中学生のサマーランドへの派遣交流事業については、豊頃町とサマーランド市の両交流協議会と連携を図りながら事業の再開について引き続き検討してまいります。

また、本町と連携協定を締結している東京学芸大学の学生ボランティアの受入れや、北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる育成に努めてまいります。

4、地域とともにある学校づくりの推進。

昨今の児童生徒の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向か

らも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているところであります。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進める「学校運営協議会」により、地域の人々と教育目標や学校経営ビジョンを共有し、地域住民も学校運営や教育活動に積極的に携わり、共に一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を推進してまいります。

また、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために必要とされている「部活動改革」については、令和5年度から令和7年度までの3年間において休日の学校部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と位置付けられていることから、本町においても地域や保護者、各関係機関との理解と協力を得ながら、本町の実情に応じた環境整備を検討してまいります。

5、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン。

教職員の長時間労働の実態は日々の教育活動の質に関わる重大な問題であるとの認識から、令和3年4月に「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」の改定を行ったところであります。その中でも重点的な取組みの一つである教職員の在校等時間について、ICTを利用した客観的計測とホームページ等による記録公表を行い、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら教師の本来業務に集中できるよう業務の適正化を図ってまいります。

また、今年度導入した校務支援システムを活用した業務改善、ストレスチェックによる心身の健康保持など、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境整備を図ることにより学校教育の質の維持向上につなげてまいります。

6、健全育成、安全教育の推進。

(1) いじめ防止対策推進法により各学校で策定した基本方針により、いじめや不登校の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本とし、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組んでまいります。

また、児童生徒がスマートフォンやSNS等の利用によるトラブルに巻き込まれないよう、教職員によるネットパトロールや情報モラル教育の実施のほか、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導の継続についても学校と家庭が連携して適切な対応を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪から守るためには、地域の見守りや情報共有はもちろんのこと、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において交通安全教室や防犯教室等を実施するなど、事故や犯罪被害の未然防止

に努めてまいります。

また、防災教育や避難訓練を定期的実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

7、響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして。

本町の社会教育が目指す姿は、第9次豊頃町社会教育中期計画の目標にある「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進」であります。人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会環境の変化や取り組むべき課題の複雑化の中にあって町民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、本町の特色を生かした社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すことで郷土の発展につなげてまいります。そのために、町民一人ひとりが目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に生かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

(1) 少年教育。

幼少期は、保護者や学校、地域社会において多くの人との関わりの中で豊かな人間性や社会性、課題解決能力を身につける大切な時期であります。

子どもたちがふるさとの自然や歴史など、特色を生かした体験活動に参加することにより、自ら学び、自ら考える力を身に付けることや、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めることを目的に「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などを実施いたします。

また、子どもたちの情操教育として、優れた芸術にふれる機会を設けるため幼児、小中学生を対象とした芸術鑑賞会や、本に親しむきっかけ作りとして、ブックスタート、セカンドブック事業を実施し、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

(2) 成人教育。

○青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

○成人一般教育。

町民の高度化・多様化する学習要求に応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への支援を行い、学びの成果を地域で生

かし連帯感を高める活動へとつなげてまいります。

○高齢者教育。

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施し、「生きがい」、「居場所」、「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援を図りつつ、これまで培ってきた豊富な知識、経験を次世代へ伝えるための機会の拡充を図ります。

(3) 芸術・文化。

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に芸術鑑賞会や各種講演会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充してまいります。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら企画・運営する公演事業に対しての支援などを行うほか、町民文芸誌「河口」の発行などを通して文芸活動を推進してまいります。

(4) 文化財。

本町には有形・無形文化財や記念物などが数多くあります。これらは町の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町への愛着や誇りにつながるものであります。文化財資料の適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動をすすめてまいります。

また、町指定文化財の保護修繕や文化財資料の電子化作業の実施のほか、新年度は、二宮報徳館の展示施設の改修を行い、報徳のおしえや二宮尊親翁の業績等の資料開示にも取り組んでまいります。

(5) 社会体育。

多様化するスポーツ活動の要求や年齢・体力に応じたスポーツに親しめる生涯スポーツ活動を推進するため、各種スポーツ教室や出前講座を開催するほか、スポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携した各種スポーツ大会の開催など、幅広い世代が一年を通して心身の健康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

(6) 学習拠点施設の整備充実。

える夢館や図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、有効的に利用できる施設運営に努めてまいります。

8、開かれた教育行政の推進。

人口減少社会やS o c i e t y 5 . 0の到来、グローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変化している中、教育行政の自律性と専門性の維持向上を目指すためには、教育関係者のみならず町民皆様の協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会では、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、令和5年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、「知・徳・体」のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

●藤田議長 これで、令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第15号及び議案第16号

●藤田議長 日程第18 議案第15号豊頃町個人情報保護法施行条例の制定について及び日程第19 議案第16号豊頃町個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 議案第15号、議案第16号について一括御説明申し上げます。

豊頃町個人情報保護法施行条例の制定について及び豊頃町個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

初めに、豊頃町個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

令和5年度第1回豊頃町議会定例会、議案説明書の1ページを御覧ください。

本案は、令和3年5月の個人情報保護法の改正により、国や地方公共団体でそれぞれ今まで異なっていた個人情報のルールを一本の法律に統合し、一律に適用されるということになっております。

本年4月に予定されている改正後の個人情報保護法の施行に伴い、改正後の法律の規定は、地方公共団体に対して直接適用されることから、現行の豊頃町個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定す

る豊頃町個人情報保護法施行条例を新たに制定するものでございます。

条例の内容につきましては、第1条には本条例制定の趣旨を、第2条には用語の定義及び実施機関に関する規定の整備、第3条には個人情報取扱事務登録簿に関する規定の整備、第4条には開示請求に係る手数料等の規定の整備、第5条には実施機関における審査委員会への諮問に関する規定を整備、第6条には条例の実施に関する必要な規定の整備について、それぞれ定めるものであります。

なお、附則第1条には本条例の施行期日を、附則2条にはこれまでの豊頃町個人情報保護条例を廃止にする規定を、附則第3条には豊頃町個人情報保護条例廃止に係る旧条例に基づく運用の経過措置を規定しております。

続きまして、議案第16号豊頃町個人情報保護審査会条例の制定について御説明申し上げます。

議案説明書の3ページを御覧ください。

本案は、ただいま御説明申し上げました改正後の個人情報保護法の施行に伴い、現行の豊頃町個人情報保護条例が廃止され、同条例第4章で規定されておりました豊頃町個人情報保護審査会の設置の規定もなくなることから、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、豊頃町個人情報保護審査会の設置について、新たに規定するものです。

条例の内容につきましては、第1条には審査会の設置に関する規定の整備、第2条には審査会の所掌事務の規定の整備、第3条には審査会の組織に関する規定の整備、第4条には審査会の会長及び副会長に関する規定の整備、第5条には審査会の会議に関する規定の整備、第6条には審査会の庶務に関する規定の整備、第7条には審査請求人等からの意見等の聴取等の規定の整備、第8条には職務上知り得た秘密の保持に関する規定の整備、第9条には会長への委任の規定について、それぞれ定めるものであります。

なお、附則に施行期日を規定しておりますので、御審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第15号豊頃町個人情報保護法施行条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号豊頃町個人情報保護審査会条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●藤田議長 日程第20 議案第18号豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書11ページを御覧ください。

議案第18号豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

令和4年人事院勧告に伴う正職員の月例給の引上げにつきましては、令和4年第3回豊頃町議会臨時会において可決いただいたところですが、本案は、会計年度任用職員の月例給についても引き上げるため、所要の改正を行いたく提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。

議案説明書5ページを御覧願います。

別表、給料表のうち、1号給から111号給を2.95%から0.07%引き上げるものであります。

なお、附則として、本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●藤田議長 日程第21 議案第19号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案書13ページ、議案第19号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件につきましても、議案説明書により御説明いたします。

議案説明書7ページ、説明第4号を御覧ください。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、国民健康保険制度改革に伴い、令和12年度から実施予定の統一保険料、統一保険税への対応として改正するもので、三つに分かれております国保税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額、それぞれに係る資産割額を廃止し、それぞれの所得割額、均等割額、平等割額を改正するものであります。

また、税率改正に伴う税総額の増額により、期ごとの納付負担額を軽減するため、

普通徴収の国民健康保険税の納期のうち、第7期分の納期を改め、新たに納期を1期追加し、第8期までと改正するものです。

次に、改正内容についてであります。第2条第2項及び同条第3項、第4項の改正については、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、それぞれの算定方式から資産割額を廃止することによる文言の削除です。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の税率を現行の「100分の5.0」から「100分の5.9」に。

第4条の改正につきましては、基礎課税額の資産割額の算定方式に係る規定の削除。

第5条の2の改正は、基礎課税額の平等割額を現行の「3万円」から「2万8,500円」に、特定世帯に係る平等割額を現行の「1万5,000円」から「1万4,250円」に、特定継続世帯に係る平等割額を現行の「2万2,500円」から「2万1,375円」にそれぞれ改正するものです。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税額を現行の「100分の1.2」から「100分の1.5」に。

第7条の改正につきましては、基礎課税額の資産割額の算定方式に係る規定の削除。

8ページ、第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を現行の「7,000円」から「7,200円」に改正するものです。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の税率を現行の「100分の0.7」から「100分の1.0」に。

第9条の改正につきましては、介護納付金課税額の資産割額の算定方式に係る規定の削除。第9条の2の改正は、介護納付金課税額の均等割額を現行の「7,500円」から「8,000円」に、第9条の3の改正は、介護納付金課税額の平等割額を現行の「9,000円」から「7,000円」に改正するものです。

第12条の改正は、普通徴収の国保税の第7期の納期を「12月1日から同月20日まで」であったものを「12月16日から同月28日まで」とし、第8期を新たに設け、納期を1月16日から同月31日までと改正するものです。

第23条第1項第1号イの(1)から(3)までの改正は、7割軽減の対象となる世帯の基礎課税額の平等割軽減額について、現行の「2万1,000円」を「1万9,950円」に、特定世帯である場合、現行の「1万500円」を「9,975円」に、特定継続世帯である場合、現行の「1万5,750円」を「1万4,963円」に改正するものです。

第23条第1項第1号ウの改正は、7割軽減の対象となる世帯の後期高齢者支援金

等課税額の被保険者1人についての均等割軽減額について、現行の「4,900円」から「5,040円」に改正するものです。

第23条第1項第1号オの改正は、7割軽減の対象となる世帯の介護納付金課税額の被保険者1人についての均等割軽減額について、現行の「5,250円」から「5,600円」に改正するものです。

第23条第1項第1号カの改正は、7割軽減の対象となる世帯の介護納付金課税額の平等割軽減額について、現行の「6,300円」から「4,900円」に改正するものです。

第23条第1項第2号イの(1)から(3)までの改正は、5割軽減の対象となる世帯の基礎課税額の平等割軽減額について、現行の「1万5,000円」を「1万4,250円」に、特定世帯である場合、現行「7,500円」を「7,125円」に、特定継続世帯である場合、現行「1万1,250円」を「1万688円」に改正するものです。

第23条第1項第2号ウの改正は、5割軽減の対象となる世帯の後期高齢者支援金等課税額の被保険者1人についての均等割軽減額について、現行の「3,500円」から「3,600円」に改正するものです。

第23条第1項第2号オの改正は、5割軽減の対象となる世帯の介護納付金課税額の被保険者1人についての均等割軽減額について、現行の「3,750円」から「4,000円」に改正するものです。

9ページ、第23条第1項第2号カの改正は、5割軽減の対象となる世帯の介護納付金課税額の平等割軽減額について、現行の「4,500円」から「3,500円」に改正するものです。

第23条第1項第3号イの(1)から(3)までの改正は、2割軽減の対象となる世帯の基礎課税額の平等割軽減額について、現行の「6,000円」を「5,700円」に、特定世帯である場合、現行「3,000円」を「2,850円」に、特定継続世帯である場合、現行「4,500円」を「4,275円」に改正するものです。

第23条第1項第3号ウの改正は、2割軽減の対象となる世帯の後期高齢者支援金等課税額の被保険者1人についての均等割軽減額について、現行の「1,400円」から「1,440円」に改正するものです。

第23条第1項第3号オの改正は、2割軽減の対象となる世帯の介護納付金課税額の被保険者1人についての均等割軽減額について、現行の「1,500円」から「1,600円」に改正するものです。

第23条第1項第3号カの改正は、2割軽減の対象となる世帯の介護納付金課税額の平等割軽減額について、現行の「1,800円」から「1,400円」に改正するも

のです。

第23条第2項第2号アからエまでの改正は、未就学児のいる世帯の後期高齢者支援金等課税額の未就学児1人についての均等割軽減額について、7割軽減世帯では、現行の「1,050円」から「1,080円」に、5割軽減世帯では、現行の「1,750円」から「1,800円」に、2割軽減世帯では、現行の「2,800円」を「2,880円」に、それ以外の世帯では、現行の「3,500円」を「3,600円」にそれぞれ改正するものです。

なお、附則としまして、施行年月日及び適用区分を規定しております。現行規定と改正後のそれぞれの保険税額、軽減額を別にお配りしております参考資料により御確認願います。

また、本改正案は、本年2月2日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日、改正案どおり答申されておりますことを御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第22 議案第20号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 議案書15ページを御覧ください。

議案第20号豊頃町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を御説明いた

します。

本件の条例改正は、国の社会保障審議会（医療保険部会）において、出産に係る経済的負担をさらに軽減するため、出産育児一時金の額を令和4年度全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から引き上げるべきとされ、これに基づき、本町においても国の基準に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げる改正を行うものであります。

議案説明書11ページにより御説明いたします。

条例第7条中、出産育児一時金として「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものであります。

なお、附則として、第1項に施行期日、第2項に経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 一部改正の改正の内容は、理解いたしました。

第7条の規定の中に、ただし書があるのですが、このただし書は、町長が必要があると認めたときは、規則で定めるところにより3万円を上限として加算するという規定がありますけれども、必要があると認めたときとは、例えばどういう場合をいうのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 御答弁申し上げます。

まず、健康保険法施行令第36条の規定というのは、産科医療補償制度加入を規定しております。産科医療補償制度とは、万が一の分娩中の重度の脳性麻痺など事故を補償し、安心して産科医療を受けられるよう全ての産科医院、助産院が加入している補償制度でございます。条例では、3万円を上限として加算する規定としておりますが、規則において、現在の保険料につきましては1万2,000円を加算し、出産育児一時金と合わせて支給するというので、合計50万円を支給するということになります。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 3万円の上限の加算でありますけれども、今まで該当になった方はおられるのでしょうか。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 現在、この補償制度の重度の脳性麻痺という方については、私の中では承知しておりませんが、医療の提供も含めてなのですが、安心した補償を受けるということで必ずこの制度については加算分を支給するという事になっております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 日程第23 議案第21号豊頃町林業センター条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 議案書17ページを御覧ください。

議案第21号豊頃町林業センター条例を廃止する条例について御説明いたします。

本案につきましては、昭和53年度に設置した林業センター1棟を令和5年度において取り壊すことから、豊頃町林業センター条例を廃止するものであります。

なお、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 条例の廃止ということでありますけれども、施設は取り壊されるのですね。取り壊した後の跡地の利用方法は何か考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

壊した後は、砂利のままなのですけれども、駐車場として利用する予定でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●藤田議長 日程第24 議案第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 議案第22号につきまして御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。

本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

このたびの変更内容は、同計画中の3、公共的施設の総合整備計画の表に、林道、これは大津長節線開設でございますが、事業費7,900万円を追加するものでございます。

なお、北海道との協議につきましては、2月28日付をもって異議なく終了しておりますことを御報告申し上げます。

以上でありますので、御審議くださるようお願い申し上げます。

- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第 2 2 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 2 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第 1 号

- 藤田議長 日程第 2 5 同意案第 1 号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
按田町長。
- 按田町長 同意案第 1 号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。
本件につきましては、令和 5 年 4 月 2 1 日をもって任期満了となります中村哲蔵氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
住所は、豊頃町大津寿町 3 2 番地 1、氏名は中村哲蔵氏であります。
以上でありますので、よろしく御同意くださいますようお願い申し上げます。
- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

- 藤田議長 日程第26 請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 請願文書表。

受理番号1。

受理年月日、令和5年2月24日。

件名、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書。

請願書の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長、前田精一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原茂人議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第27 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、明日、3月8日の1日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、明日、3月8日の1日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 3時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員